

防災基本問題の検討課題に対する論点、意見等

平成 1 4 年 2 月

1 .防災情報体制の充実強化と防災情報提供の推進について

- 大規模災害時の初動体制を確立するため、情報収集体制を強化し、官邸等への情報集約を促進するべき。
- マスコミ等を適切に活用し、災害時の情報共有化を推進することが必要。
- 被害情報を早期把握するため、最新のIT等を活用して、防災対策の充実に努めるべき。
- 各都道府県がそれぞれ防災情報システムを開発しているが、広域的災害等に迅速に対応するためには、災害情報の共有化を図る必要があるのではないか。
- 国及び地方公共団体が災害情報を円滑にやりとりするため、応急対応時の組織等については、ある程度の標準化を図っていく必要があるのではないか。
- 専門家の情報提供の方法によっては、国民に意図せざる安心感や不安感を与えてしまうため、情報の発信方法に十分留意する必要がある。
- 行政機関から国民への情報発信に加えて、国民からの情報発信・提供による双方向の情報提供を促進する必要がある。
- 地域の災害関係情報については住民が一番良く知っている場合もあり、ハザードマップ作成の際には積極的な住民参加を促すべき。
- 各ハザードマップの作成の推進は当然であるが、併せてマップの存在及びその内容を住民に知ってもらう方法を工夫するべき。
- ハザードマップの作成を推進し、地域防災計画上に規定するべきではないか。

- 災害時においては、電話回線の輻輳等の事態が生じることから、通信機能の強化や多様な通信手段の確保が重要。
- 防災情報をコンピューターウイルスなどの被害から守るべく、平時から先進的なITの導入に努め、対策強化を図るべき。
- 現在学校施設におけるインターネットによるネットワーク化が進められており、学校を防災情報の拠点として活用していくことができないか。災害弱者の情報面でのバリアを解消すべく、新たな商品の開発を進めるなど、情報提供を更に工夫すべきではないか。

2．防災の視点からの土地利用のあり方について

- 防災上危険な地域に対し、安全性の観点から土地利用規制等を積極的に行うべき。また、危険区域でのインフラの整備は限界があり、非効率でもある。
- ハザードマップ等の防災情報は徹底的に情報公開を行い、住民等に情報を提供すべき。また、それらの防災情報を不動産取引の際にも十分説明するようにする必要がある。
- 防災上の観点は重要であるが、土地利用規制については私有財産の保護の観点から慎重に行うべき。

3．被災者の生活支援等のあり方について

- 災害救助法は現物支給が原則であるが、現金による支給についても柔軟に認めていくべきではないか。また、仮設住宅の提供についても、現金支給との選択性を導入することを検討すべき。
- 災害救助法は、あくまで災害時の応急救助の重要な役割を担うものであって、被災者の生活支援は別途の法制度で対応するべきではないか。

- 被災者生活再建支援法について、支給額の引き上げ、所得制限の緩和等を検討すべきではないか。
- 被災者生活再建支援法については、財源の問題もあることから、当面は改正する必要はないのではないかと。
- 被災者の住宅再建支援を更に積極的に行うべきではないか。
- 被災者への住宅再建支援の内容によっては、住宅資産を有する者と有しない者の間に不公平が生じたり、国民の防災対策への自助努力（住宅の耐震化など）を阻害することにならないか。
- 大規模災害により地元事業者が打撃を受けた場合に、地域経済の衰退を緩和する方策を検討すべきではないか。
- 建物の耐震化を促進するため、国と地方公共団体が連携して耐震化への補助を行うなど、「減災」施策を更に充実させるべき。
- 災害に係る保険・共済制度の内容の充実及び加入の促進を図るべき。
- 遠隔地における避難が長期化した場合の生活支援施策等について検討を深めるべき。

4 . 事故災害に対する防災対応力の強化について

- 複雑多様化・大規模化している事故災害について、それぞれの特性を踏まえ、必要な装備、資機材等の整備等、防災体制の強化を検討すべきではないか。
- 事故災害に対し、中心となる特定の省庁だけで対処するのではなく、その他の省庁間との連携もより密にしていくべきではないか。
- 事故災害に対処するためには、高度な知識や技術を身に付けることが必要であるため、十分な研修や実践的な防災訓練を関係省庁が協力して行うべきではないか。